

事業主の皆様へ

千葉市中央区中央 2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

外国人の就労について



外国人労働者の数は年々増加傾向にあります。
雇用するにあたり、留意点を確認しておきましょう。

・ ・ 留意点 ・ ・

外国人の就労に関しては、厳しい規制がかけられており、不法就労を助長した場合、**5年以下の拘禁刑もしくは500万円以下の罰金又はその併料**となっており、大変厳しい刑罰となっています。

事業活動に際し、
外国人に不法就労を
させた場合

不法就労活動をさせる
目的で自己の支配下に
置いた場合

不法就労活動の
斡旋をした者



《捜査段階：パソコン等を押収され、事業活動に支障が出る》
《許認可の取消、新たな申請の制限》
《報道等による事業活動の停止》



・ ・ 防止策 ・ ・

在留カードの確認

・偽造在留カードも出回っている現状では、PC等で読み取りをする等、慎重に確認を行いましょう。

就労範囲の確認

・在留資格で認められた就労範囲は、入管法別表に記載されています。内容の判別が難しい為、専門家に見てもらいか出入国在留管理庁に就労資格証明書の交付申請を行うと確実です。

就労時間の制限

・一般的な包括的資格の活動許可では、1週間につき28時間以内ですが、この1週間につき28時間以内というのは、労基法のように日曜日から1週間という意味でなく、どの曜日から数えても28時間以内にする必要があります。



まとめ

・ ・ 外国人就労は、一步間違えるとリスクが大きい為、慎重に行っていきましょう。

